

議案第 三〇 号

不算外義務負担に關する件

次の通り不算外義務負担とする

昭和三十三年五月七日提出

鳥取県東伯郡三朝町長 坂田 正雅

原案可決

鳥取県が母子福祉対策として本町町民会に貸付する

内和生業継替人金に於いて旭能のとおり年々損失を補償

するものとす

昭和卅三年五月七日

鳥取県東伯郡三朝町議會議長 加藤幸太郎



一 貸付金額限度

拾五万円

二 貸付期間

自昭和三十三年四月一日
至昭和三十四年三月三十一日

三 償還方法

四 事業計画書 (別紙)



五、收支不平等者（別紙）

六、損失補償金額の限度

損失補償は返済限日到来後元金および利息の金
部または一部が回収不能をかつた場合における回収不能を
かつた金額を損失としてその金額

昭和三十三年 月 日

岡本康彦 取締役 加藤孝太郎

好子家之内取生業繰替入金借戻申請書

高取果好子福社対策による内取生業繰替金を左記上より
借戻けたのべ別紙関係書類を添えて申請いたす

記

一借戻申請金額

金 拾五 万円也

二借戻期間

昭和三十三年四月一日から
昭和三十四年三月三十一日まで

三返清方法

期限日金額返清

四借戻を必要とする
理由

製氷事業購入資本金及人夫賃金立替資本金

五収入支出予算書

(別紙)

六事業計画書

(別紙)

昭和三十三年四月一日

竹田地産好子会長 西田幸子

右事業に対する市町村長の意見

二島取果康伯郎三朝所長 坂田 雅 乙

右事業に対する前社事務所長の意見

右金額借用の上は、別紙指図補償系諸書のとおりその指図

と補償いたします

二島取果康伯郎三朝所長 坂田 雅 乙

二島取果康伯郎三朝所長 加藤 孝太郎

二島取果知事 遠藤 茂 敬

事業計画書

一、事業の所在地	鳥取県東伯郡三朝町大字下西谷二一八番地 鳥取県東伯郡三朝町大字加谷二七六番地
二、事業の種類	動力以綿菓購入資金 貳台分
三、事業に従事する世帯及び就業者数	一、世帯 一、人
四、事業の内容	<p>一日四〇俵 一俵七〇円 一月二八〇〇円 月三五日トシ七〇〇〇円</p> <p>月生計収入 七〇〇〇円</p> <p>菓代一〇小束一束 一束二円五〇銭 月一三五〇俵トシ二五〇〇円</p> <p>人夫賃一〇当り五三月五〇銭 一〇当り二二四〇円 月三三五〇円</p> <p>菓代二五〇〇円十人夫賃三三五〇円トシ五八五〇円</p> <p>月収入支出純益 一一五〇円</p>
五、資金計画	<p>借入金 一五〇〇〇円</p> <p>収入見積額 月一五〇〇円</p> <p>右の状況より期限内に返済する</p>

六 事業と対する
将来の見込

七 基
の
他

現在三朝町に於ては、絶対必要量(俵米)一〇〇〇俵、他に
自家使用として三〇〇俵は必要にして、今後は他町の生産
地より購入して居りましたが、昨年度より製氷作業に従事
せしむ、当初の事にて計画通りに出来ず、本年は機械の
調整も收得し三朝町内の必要量に答へられ、購入量も順
当に得意先が出来、販売も竹田農政に一任販売もよく、本年度
は計画通り実績を揚げる事が出来るので、将来の見込は
益々有望と思ひます。

○一年間実施し、ニヶ所の事業所とも五人の全員が従事し、
全会員技術を收得し、を為、本年は計画書通り実績
を揚げる様ほりまゝである。

○本事業実施により、会員自体内恥に興味を持つと共に
協力一致の団結心を函養する事が出来た。

收入支出計算書 (月)

種目	金額	摘要
以納税收入	70,000.00	1と月二十五日納付金として1日400x25=10,000円
計	70,000.00	1日70,000x1=70,000円

支出

種目	金額	摘要
事業購入費	25,000.00	1把 25,000.00 1日100把 1日4000把
人夫賃金	33,500.00	1日25日と1日 1日25日と1日 1日400.00 1日1400円
計	58,500.00	33,500.00円

収入支出残入金 11,500.00 圓

収入見積は1日400把を計上して1日300

繰替金積戻補償承諾書

竹田地産好手会と村上村の内取成業繰替金を支払ふに
左掲合は、金拾五兩圓を限度として、その積戻を補
償するに承諾す。昭和三十一年三月

昭和三十一年 月 日

身取保陳伯郎三親所長 坂 正 雅 也

身取保陳伯郎三親所議人會議長 加藤孝太郎

為取保知事遠藤 茂 敬